

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年4月2日
【会社名】	日本エアーテック株式会社
【英訳名】	AIRTECH JAPAN,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平沢 真也
【本店の所在の場所】	東京都台東区入谷一丁目14番9号
【電話番号】	03(3872)6611(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長兼管理本部長 渡辺 直樹
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区入谷一丁目14番9号
【電話番号】	03(3872)9192
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長兼管理本部長 渡辺 直樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2021年3月29日開催の当社第48回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2021年3月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件
期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金33円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、平沢真也、渡辺直樹、関根賢二、高木顕二、森嶋正道の5氏を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
監査等委員である取締役として、磯部好秀氏を選任する。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
補欠の監査等委員である取締役として岡部浩章氏を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
企業理念を実践する優秀な人材を確保・維持し、企業価値の持続的な向上を図る役割を果たすため、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同様である。）の報酬等の額を年額200万円以内（うち社外取締役分は200万円以内）とすること及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとする。
なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
コンプライアンス等対応を勘案し、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額400万円以内とすること及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとする。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第5号議案で承認された報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する。報酬総額年額200万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）及び当社の普通株式の総数は年13,000株以内とする。なお、対象取締役は第2号議案で承認された社外取締役1名を除く取締役4名となる。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	賛成の割合(%)	決議の結果
第1号議案	58,720	371	0	(注)1	98.3	可決
第2号議案						
平沢 真也	54,777	4,314	0	(注)2	91.7	可決
渡辺 直樹	56,278	2,813	0	(注)2	94.2	可決
関根 賢二	56,558	2,533	0	(注)2	94.7	可決
高木 顕二	56,446	2,645	0	(注)2	94.5	可決
森嶋 正道	56,512	2,579	0	(注)2	94.6	可決
第3号議案						
磯部 好秀	55,902	3,189	0	(注)2	93.6	可決
第4号議案						
岡部 浩章	50,801	8,290	0	(注)2	85.1	可決
第5号議案	55,641	3,450	0	(注)1	93.2	可決
第6号議案	56,065	3,026	0	(注)1	93.9	可決
第7号議案	55,609	3,482	0	(注)1	93.1	可決

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数を一部加算しなかった理由

本株主総会前営業日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

以 上